

第125号

会報

令和2年1月

# ふくおか



福岡県土地家屋調査士会



# 土地家屋調査士倫理綱領

## 1. 使 命

不動産に係る権利の明確化を期し、  
国民の信頼に応える。

## 2. 公 正

品位を保持し、公正な立場で  
誠実に業務を行う。

## 3. 研 鑽

専門分野の知識と技術の向上を図る。

### 表紙説明



#### 「樹脂杭発見」

北九州支部 池田 直之 会員

撮 影 日 2019年11月3日

(池田事務所補助者による撮影)

説 明 北九州の貫山で、毎年多くの登山者たちが訪れている。

青龍窟付近の山道途中です。

紅葉の季節、落ち葉に埋もれてもしっかり顔を出している樹脂杭を発見しました。

## 目次 Contents

新年のご挨拶	会長 佐藤周作	1
新年の御挨拶	福岡法務局長 伊藤武志	2
年頭のご挨拶	日本土地家屋調査士会連合会 会長 國吉正和	3
「相続と登記」と相続法改正	西南学院大学法学部・法科大学院 教授 宮崎幹朗	4
小言幸兵衛の見たグアム島旅記	西福岡支部 山本繁樹	7
70周年記念を迎えるにあたって	総務部長 吉田健太郎	12
財務部より	財務部長 萩尾耕次	13
表題部所有者不明土地の登記及び 管理の適正化に関する法律について	業務部長 魚澄清	14
土地家屋調査士の制度広報について	広報部長 池田直之	15
研修部の思いと重い	研修部長 平木裕一	16
福岡専門職団体連絡協議会の当番会	社会事業部長 守田靖昭	17
社会貢献活動 北九州支部 「北九州マラソン2019ボランティア」参加報告	北九州支部	18
社会貢献活動 小学校出前授業	直方支部	19
社会貢献活動 第34回筑後川河川美化「ノーポイ」運動に参加して	久留米支部	21
新入会員の紹介	総務部	22
補助者に関する届出等について	総務部	25
<県会ホームページ>会員専用サイトへのログイン方法	事務局	26
会長会務日誌	事務局	28
平成30年度土地家屋調査士試験合格者入会説明会	事務局	30
編集後記	広報部	



# 新年のご挨拶

会長 佐藤 周 作

新年、明けましておめでとうございます。

会員の皆様にはお健やかに新春をお迎えのことと、心からお慶び申し上げます。また、日頃から県会の会務運営に対しまして、ご理解とご協力をいただいておりますことに、改めて感謝と御礼を申し上げます。

今年土地家屋調査士制度制定70周年という節目の年となります。先人各位の永年に亘る根強い運動により、昭和25年7月31日に誕生した制度であり、その始まりは土地・建物にかかる税の基礎資料の正確さを期するため、各地の税務官署に所属して業務を行っていた土地調査員の制度であり、戦前からの数度に及ぶ国家資格制度化に向い国家への請願を経て、議員立法により土地家屋調査士制度として誕生しました。昭和31年3月に土地家屋調査士法の改正がなされ、土地家屋調査士の強制入会制度が採られ、土地家屋調査士会会員でなければ業務が行えないことになりました。また昭和35年には、不動産登記法の大改正により不動産の表示に関する登記制度が誕生し、これまでの台帳申告・登記制度は、権利に関する登記と両輪をなす不動産登記制度の柱として生まれ変わりました。同時に改正された土地家屋調査士の国家試験制度が実施され、試験に合格しなければ土地家屋調査士会に入会できなくなり、これにより土地家屋調査士の資質も向上し土地家屋調査士制度が重要な職責であることが、広く社会に認知されました。さらに昭和60年には官公署等の嘱託登記業務の適性・迅速な処理を行うため公共事業の推進に寄与するために公共嘱託登記土地家屋調査士協会が誕生しました。その後、平成16年の新不動産登記法、平成17年の不動産登記法の一部改正等があり、昨年6月12日に土地家屋

調査士法の一部を改正する法律が公布され今年の8月に施行される予定となっています。

土地家屋調査士法の一部改正も喜ばしいことですが、昨年は土地家屋調査士にとって喜ばしいことが二つありました。その一つがオンライン申請において士業者が手続を代理する場合に、原本や添付書類を確認することにより、当該原本の提示や当該添付書類の提出を省略することを可能とする資格者代理人方式は、調査士報告方式という名称で昨年11月11日より運用が開始されました。もう一つは変則型登記の解消(通称)に向けた動きが本格化して所有者等探索委員の推薦依頼が土地家屋調査士会にきたことです。筆界調査員同様この所有者等探索委員も土地家屋調査士が適任と自負しております。私たち土地家屋調査士は、土地の境界に関する法律知識を持ち、測量という技術を持った唯一の専門家です。所有者等探索委員に任命されることで、土地家屋調査士がますます社会貢献できうる士業として、国民の皆様や地方自治体職員に認識されるものと信じています。

会長就任後約半年が経ちました。不慣れなため氣に障る点が多々あると思いますが、全力で副会長以下県会役員に助けて貰いながら会務執行を行っております。品位保持に努め、専門分野の知識と技術の向上を図り、時代環境の変化に対応できる制度を目指し努力してまいりますので支部、会員の皆様のご協力を宜しく願います。

結びに、支部、会員皆様方のご繁栄とご多幸を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。

# 新年の御挨拶

福岡法務局長 伊藤 武志

新年明けましておめでとうございます。

福岡県土地家屋調査士会会員の皆様におかれましては、つつがなく新年を迎えられたことと心からお喜び申し上げます。また、皆様には、平素から不動産の表示に関する登記手続を通じ、不動産登記制度の充実・発展と登記行政の円滑な運営に格別の御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、昨年10月6日に開催されました「全国一斉！法務局休日相談所」におきましては、会員の皆様の御協力を得て、所期の目的を達成することができました。本紙面をお借りして厚く御礼申し上げます。

さて、不動産の表示に関する登記は、国家の基盤となる国土を明確にするとともに、国民生活及び経済活動の基礎となる不動産の現況を明確に公示する重要な役割を担っているところ、法務省及び法務局においては、本年もその充実強化に取り組むこととしています。

特に、法務局における重要施策の一つである登記所備付地図の整備は、土地取引の活性化、公共事業や都市再生の円滑な推進といった観点から極めて重要な取組であり、昨年6月に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2019」、いわゆる骨太の方針に4年連続で盛り込まれるなど、我が国の重要施策に位置づけられています。

法務省では、登記所備付地図作成作業を更に強力に推し進めるため、平成27年度以降は、従前から全国で行っている登記所備付地図作成作業の実施面積を拡大するとともに、特に大都市や地方の拠点都市を始め、東日本大震災の被災県において、積極的に登記所備付地図作成作業を実施することとしました。福岡法務局においても、「大都市型登記所備付地図作成作業10か年計画」及び「登記所備付地図作成作業第2次10か年計画」に基づき、昨年4月から福岡市中央区高砂及び北九州市八幡東区西丸山町等に

おいて作業を開始しているところであり、今後とも、本作業の円滑な実施に御協力を賜りますよう、お願い申し上げます。

次に、所有者の把握が困難な土地（所有者不明土地）への対応は、公共事業用地の取得、農地の集約化、森林の適正な管理等において喫緊の課題となっているなど、政府の重要施策に位置づけられ、法務局では、所有者不明土地の解消のための作業に取り組んでいます。

昨年5月には「表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律」が成立し、現在、表題部所有者欄の氏名・住所が正常に記録されていない土地登記簿の解消を行っているところであり、法務局では、所有者不明土地の解消に、より一層取り組んでいきますので、引き続き御協力を賜りますようお願いいたします。

次に、オンライン登記申請の促進について、昨年度は、皆様の協力の下、各種取組を実施した結果、不動産登記については、7割を超える利用率を達成することができました。改めて皆様に、感謝申し上げます。本年度に導入が予定されている「登記情報システムV30」は、オンライン申請のデータを活用した、調査、記入等の処理の自動化などの機能を有し、登記事件の適正・迅速な処理を飛躍的に向上させることが期待され、登記申請人にも大きなメリットになるものと考えますので、引き続き御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます。

登記行政に寄せられる国民からの期待は、社会の変化に即応し、かつてないほどに増大しています。法務局としましては、この要請に応えるため、貴会の協力を得ながら国民生活を向上させる各種施策を実施していきますので、本年もよろしくお願い申し上げます。

最後に、貴会のますますの御発展と、会員の皆様の御健勝と御活躍を祈念申し上げ、新年の挨拶とさせていただきます。



# 年頭のご挨拶

日本土地家屋調査士会連合会

会長 國吉正和

福岡県土地家屋調査士会会員の皆様、新年明けましておめでとうございます。皆様には令和2年の新年を穏やかに迎えられたことと、心からお慶び申し上げます。

皆様には、日頃から連合会の会務運営と役員及び事務局職員に対するご支援とご協力を賜り、改めて心より感謝申し上げます。

ここ数年の地震や大雨により被災された地域の復旧もまだまだであり、改めて被災された皆様の一日も早い復興を心からお祈り申し上げます。

我が国の経済は、隣国との政治的な問題や大国の経済的な衝突から、不安定な要素が増大し、私ども土地家屋調査士の事務所経営も、厳しくなるのではないかと危惧されます。

また、日本が直面している、人口減少、少子高齢化などの現実から発生していると思われる空き家問題、所有者不明土地の問題に対応するため、我々の身近な法律である民法や不動産登記法の改正の議論が進められています。当然、土地家屋調査士の業務に影響がありますので、注視していかなければならないと思います。

昨年6月12日に、司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律が公布され、1年6か月を超えない範囲で施行されることとなりました。

土地家屋調査士法第1条が目的規定から使命規定に改正され、「土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記及び土地の筆界を明らかにする業務の専門家として、不動産に関する権利の明確化に寄与し、もって国民生活の安定と向上に資することを使命とする。」となると同時に、法第42条では「調査士がこの法律又はこの法律に基づく命令に違反したときは、法務大臣は、当該調査士に対し、次に掲げる処分をすることができる。」とされ懲戒権者が変更されました。

これらのことは、土地家屋調査士の資格者としての位置づけとその責任がより明確にされたものと思っています。

連合会は、連合会会則の改正作業を行うと同時に、各土地家屋調査士会も会の会則を土地家屋調査士法改正に則したのものとしていただかなければなりません。時間的な制約がある中、様々な懸案であった規定の整備とともに、これらを成し遂げなければならないという大変さはあると思いますが、単位会の皆様にはご理解を賜りますようお願いいたします。

さて、本年令和2年は、土地家屋調査士制度制定70周年を迎えます。今日までの土地家屋調査士の歩みを振り返るとともに、土地家屋調査士として依頼者・国民に対して何ができるのかを、改めて考える機会としたいと思います。そして、私ども土地家屋調査士と行政機関、関連士業、関連団体そして国民の皆様との「つながり」をキーワードとして、記念行事を計画しており、その一つとして令和2年10月26日にシンポジウムを予定しています。会員の皆様には是非とも出席を賜り盛り上げていただきたいと考えます。これからも、会員の目線に立ち、土地家屋調査士の業務の適正化を図るとともに、地位の向上を目指した環境づくりを行ってまいりたいと思います。

本年も、役員、事務局職員一同が協力し努力してまいりたいと思いますので、皆様のご支援、ご協力よろしくようお願いいたします。

最後になりましたが、福岡会の会員の皆様、ご家族、事務所職員の方々にとりまして、今年一年がご健勝で明るく実りの多い良い年となりますようご祈念申し上げます、年頭のご挨拶といたします。

# 「相続と登記」と相続法改正

西南学院大学法学部・法科大学院

教授 宮崎 幹朗

## 1 はじめに

2018（平成30）年、配偶者居住権制度および特別寄与料制度の新設、遺言執行者の権限の明確化、遺留分制度の見直しなどを含む相続法の改正が行われました。その中で、民法899条の2の規定が新設され、共同相続における権利の承継の対抗要件に関する規定ができました。被相続人が死亡し、相続が開始した場合の権利義務の承継に関しては、民法898条で相続人が複数あるときには相続財産は共同相続人の共有である旨を規定し、899条が各共同相続人は相続分に応じて被相続人の権利義務を承継することを規定しています。しかし、相続財産に不動産が含まれている場合などで、その権利の承継について対抗要件が必要かどうかに関する規定はありませんでした。今回の相続法の改正によって、これに関する条文が置かれることになったわけです。この規定はどのような意味を有しているのでしょうか。

## 2 「相続と登記」をめぐるこれまでの判例理論の整理

被相続人が死亡し、その相続財産の中に土地や建物などの不動産が含まれている場合、その権利の移転に関する登記が必要かどうか、いわゆる「相続と登記」の問題について、判例理論では以下のA～Fのように説明されていました。

A 被相続人の死亡後、相続は開始したが、相続人間で遺産分割が行われていない場合、各相続人は相続財産に含まれている不動産について法定相続分による共有持分を有しており、その

法定相続分に基づく権利については、登記なくして第三者に対抗できる（最判昭和38年2月22日民集17巻1号253頁）。

B 被相続人の遺言による相続分の指定がある場合、相続財産に含まれる不動産に関して指定相続分による権利の取得については、登記なくして第三者に対抗できる（最判平成5年7月19日判時1525号61頁）。

C 被相続人による特定の相続人に特定の財産を「相続させる」旨の遺言（今回の相続法改正において、この種の遺言を「特定財産承継遺言」と呼ぶこととなった）があった場合、この遺言で特定の不動産の権利を取得した相続人は、登記なくして第三者に対抗できる（最判平成14年6月10日判時1791号59頁）。

D 共同相続人の中で相続放棄した者が現れたことによって相続分が変化したこととなる他の共同相続人は増加した相続分の割合に基づく不動産の共有持分について、登記なくして第三者に対抗できる（最判昭和42年1月20日民集21巻1号16頁）。

E 共同相続人間で遺産分割が行われ、その結果相続財産に含まれていた不動産の権利を取得した相続人は、その不動産の権利を取得した旨を登記しなければ、遺産分割後に権利を取得したと主張する第三者に対して、自己の権利の取得を対抗することができない（最判昭和46年1月26日民集25巻1号90頁）。

F 被相続人の遺言によって相続財産に含まれる不動産に関する権利を取得した受遺者は、その不動産について権利を取得した旨の登記を



しなければ、権利取得を第三者に対して対抗することができない（最判昭和39年3月6日民集18巻3号437頁）<sup>1</sup>。

上記A～Cについては、相続人の権利取得が絶対的な効力を有することを前提とし、処分行為を行った相続人を無権利者と位置付けて、無権利者から権利を取得することはないという「無権利の法理」によって説明し、相続人の権利を保護しています。Dについては、相続放棄の効力は絶対的であり、相続放棄した推定相続人は最初から相続人ではなかったことになると説明されます。これらに対して、EとFについては、遺産分割および遺贈によって個別の財産の権利の移転が生じ、その権利の取得に関する争いは「対抗問題の法理」が適用されるべき問題となり、民法177条が適用されると説明されます。個別の権利を取得した相続人や受遺者は速やかに登記を移転させて自己の権利を保全する手段を講じることができることが取引安全の観点から期待されていると説明されています。

### 3 新899条の2第1項の意義

今回設けられた民法899条の2第1項は、以下のような規定です。

「相続による権利の承継は、遺産の分割によるものかどうかにかかわらず、次条及び第901条の規定により算定した相続分を超える部分については、登記、登録その他の対抗要件を備えなければ、第三者に対抗することができない。」

この改正によって、900条が定める法定相続分及び901条の代襲相続人の相続分を超える部分の権利取得について対抗要件を必要とする対抗要件主義を採用することを明確にしたこととなります。従来の判例理論からすると、Bの指定相続分の場合及びCの特定財産承継遺言の場合の

処理に変更が加えられることになり、これらの場合にも権利取得に対抗要件が求められ、E及びFの場合のように対抗問題として処理することとなります。

従来のBやCのような判例の考え方に対しては、相続債権者が法定相続分による権利の承継を前提として債権の差押え等を行った場合、遺言の内容を知る手段を持たない相続債権者に不測の損害を受けるおそれがあるという批判もありました。また、B及びCのような場合に利益を受ける相続人に権利の取得について登記等の対抗要件を備えようとするインセンティブが働かず、権利の移転に対応した登記が進まず、取引の安全が害され、不動産登記制度等の対抗要件制度に対する信頼性を害するおそれもあると指摘されてきました<sup>2</sup>。このような背景から、相続債権者や被相続人の債務者から見て、被相続人の死亡によって法定相続人が法定相続分にしたがって被相続人の地位を包括的に承継するという相続の性質に照らして考えると、各共同相続人が法定相続分に応じて権利を取得したものとして処理することが適切であるとの理解が示されていました。そこで、相続を原因とする権利変動について、利益を受ける相続人は登記等の対抗要件を備えなければ、法定相続分を超える権利の取得を第三者に対抗できないという規定を新設したことになります。

Dの相続放棄の場合にも、第三者は放棄の事実を知ることができない状態となることが予想されますが、相続放棄の効果として放棄した推定相続人は相続開始の時点から相続人ではなかったことになり、従来の判例理論同様に対抗問題とはならないと説明されます。

遺産分割の結果、権利を取得した相続人が権利を主張するEの場合、被相続人の遺言によって権利

<sup>1</sup> ただし、最高裁昭和62年4月23日判決（民集41巻3号474頁）では、遺言執行者がある場合には、相続人による相続財産の処分行為は絶対的に無効となり、対抗問題は生じないとしていました。これについて、今回の改正で民法1013条2項では「前項の規定に違反してなされた行為は無効とする。ただし、これをもって善意の第三者に対抗することはできない」と規定されました。

<sup>2</sup> 堂蘭幹一郎・野口宣大編著『一問一答新しい相続法』（商事法務、2019年）160頁。

を取得する受遺者が権利を主張するFの場合には、これまでどおりの判例理論に従うことになります。

#### 4 新899条の2第1項と177条の関係

以上のように、新899条の2第1項において「法定相続分を超える部分について」対抗要件を備えることが求められることになります。

民法177条が適用される物権変動については、古くから意思表示によるものに限られないとする判例が現れ（大連判明治41年12月15日民録14輯1301頁）、取得時効や遺産分割の場合にも不動産の権利の取得に対抗要件が必要とされています。しかし、共同相続関係については前述のように対抗問題とはならず、無権利の法理が適用されてきました。あくまでも、法定相続分を超える権利の取得が生じた場合に対抗問題が発生することになります。また、対抗できない「第三者」についてはこれまでの民法177条に関する判例理論と同様に「登記の欠缺を主張するにつき正当な利益を有する者」を指すと指摘されています（大連判明治41年12月15日民録14輯1276頁）。したがって、法定相続分を超える部分について対抗要件を要するとした規定の趣旨は、第三者の範囲に関するこれまでの第三者制限説を変更するものではないことを示しているに過ぎず、法定相続分を超える権利を取得した相続人が法定相続分を超える部分に対応する対抗要件を備えればよいのではなく、取得した権利の全体について対抗要件を備える必要があると説明されます<sup>3</sup>。

899条の2第1項の規定と不動産に関する物権変動について対抗要件を求めている177条との関係について、相続による権利の承継について177条の適用を排除すると理解することもできますが、第三者の範囲に関するこれまでの判例理論を

前提とすると、この規定は「相続による権利の承継」を包括的に規律するものと考えられ、民法177条の特則として位置付けるべきということになります<sup>4</sup>。

#### 5 おわりに

民法899条の2第1項の規定は、「相続と登記」をめぐるこれまでの判例理論のうち、A、D、E、Fに当たる部分についてこれまでの判例理論を維持し、BとCに当たる部分について変更を加えたことになります。具体的に言えば、被相続人の遺言によって相続分の指定があった場合と特定財産承継遺言（相続させる旨の遺言）があった場合に、法定相続分を超える権利を取得した相続人は登記をしなければ第三者に対抗することができないということを明確にしたことになるわけです。したがって、今回の改正は、法定相続人の法定相続分の権利のみを無権利の法理によって処理し、遺産分割や遺言による権利の取得について対抗要件を要することを明確にしたものといえます。

<sup>3</sup> 前掲・堂蘭ほか編著『一問一答新しい相続法』162頁。

<sup>4</sup> 潮見佳男ほか編著『Before/After 相続法改正』（弘文堂、2019年）3頁〔水津太郎〕。



# 小言幸兵衛の見たグアム島旅行記

西福岡支部 山本 繁 樹

小言幸兵衛というのは古典落語に出てくる細かいことにうるさい登場人物で、この幸兵衛さんの立場でグアム島をご紹介したいと思います。

そもそもグアム島に行こうと思ったきっかけは、日頃の血の滲むような英会話の研鑽(?)の成果を見るため、決して物見遊山の旅行ではありません。

英語力を試すには、西海岸に行くのが1番良いと思われませんが、片道12時間はチト長過ぎる。ハワイは2度ほど行ったが、これとて8時間にかかる。おまけに時差の関係で夜と昼がひっくり返っている。

そこにいくと、グアム島なら4時間で、時差も日本時間+1時間と楽ちんである。

その様な訳で、暇を持て余している友人と3泊4日の英会話実践の旅を企画したのです。

ここで、お得な情報を紹介しておきます。

円からドルに交換する場合、空港か市中の銀行を利用すると思いますが、金券ショップで交換すると20万円で1,500円ほどお得になります。

さてJTBの格安旅行ですが、海外旅行保険も

申し込んでいたはずだが、旅行直前に海外旅行保険は如何ですかのメールが送られてきた。掲示板で問い合わせると直接保険会社に問い合わせして下さいとのつれない返事であった。

悪戦苦闘の結果、確認すると契約書を郵送して欲しかったら有償となっている。

勿論ダウンロードしたが、契約時メールに添付して欲しいものだ。海外で骨折などしようものなら200万円は請求されるし、契約書を持っていないと現地で

全額支払って、後に精算となってしまう。必ず契約書を持参することをお勧めする。

2日間のフリータイムの最後の日には、オプションでフィッシュアイ アイランドカルチャー デイナショーなるものを申し込んだ。

JTB 経由で注文したが、氏名、生年月日、飛行機便、宿泊ホテル等々書き込まなければならなかった。

おまけに、ホテルに迎えに来るものとばかり思っていたら近くのホテルを選ぶようになっている。まず我々の泊まる場所を地図上で確認してから次に停車するホテルを全て確認して、1番近いホテルを選ばなければならない。

俺を誰だと思っているのだ。正真正銘の前期高齢者だぞ。後で調べたらこのオプションは日本語のホームページが有り、直接頼むと2人で5,000円ほど安いことが分かった。

こらJTB!丸投げするな。

手数料取るならせめて最初に申し込んだ情報を反映するようにしろと言いたい。



★ ホテルから見た風景

最初にグアム島についての概略を説明しておきましょう。

面積は549km<sup>2</sup>で人口は約16万人だそうですから、淡路島の592km<sup>2</sup>の13万人と似たような感じですか。チャモロ人47%、フィリピン系25%、その他太平洋諸島10%の構成となっている。平均気温28度で最低でも24.8度と常夏の島で、年中夏服で過ごせるようです。市街地は島の北側にあり、南側には横井ケープがある。

あの恥ずかしながらの横井庄一さんが、太平洋戦争終了後28年目にして満57歳で救出された所らしいが、これは観光用に作られたもので、実際にはもっと森の奥地にあるという。ひ弱な私めでは、ここでの生活なら蚊取り線香もない、虫刺されの塗り薬もない、食料もない所では1週間と持たないこと請け合いです。

前置きが物凄く長くなりましたが、これから珍道中をお話いたしましょう。



☆ どう見てもアメリカの南国風景

### 【1日目】

予定通り、11時50分を20分ばかり過ぎて出発した。機内ではその名の通り軽食が出た。食後には飲み物を配っている。ビールはないのかと尋ねたら有るけど有償だという。

勿論コーヒーにした。昔は搭乗口に新聞や雑誌が置いてあり、これを読むだけで、2時間ぐらい費やせたが、今はもう昔の話となった。

アルコールも無料飲み放題で、気圧のせいで悪酔いする乗客が続出したが、これも思い出となってしまった。学生の頃には飛行機に乗るといえば、多少ステータスがあったが、今では乗り合いバスの感覚しかない。

約4時間後に到着し、すぐに入国手続を始めたがこれがひどすぎる。出稼ぎ帰りの現地の人達

と今日日本で観光したら非国民と云われるのを恐れた韓国人で溢れかえっている。



☆ 最高に美しい浜辺

ディズニーランドの人気アトラクションのように、ロープが縦に横に14本も引いてある。その中をそろりそろりと移動するわけだ。ゲートは10以上あったが、審査する役人はたった3人しかいない。何たる怠慢だ。今どきコンビニでもスーパーでも混んできたら2番目のお客様とレジを開くのが当たり前なのに、観光しかないこの島で、この有様ではひどすぎるではないか。英語が流暢なら責任者出てこいと怒鳴ったところである。2時間待たされてやっと審査となったが、入国する前にもう2度とここには来ないぞと決意を新たにした。

空港を出ると明るかった空は真っ暗になり、送迎のバスはまだいるのかと心配したが、無事ホテルまでたどり着くことができた。到着しても食事は無いのだから歩いて行けるトニー・ローマというステーキハウスに行った。1人前4,000円程度のニューヨークステーキを頼んだ。肉にアスパラとポテトだけでパンはおかわり自由となっている。



☆ そっけないけど美味しかったステーキ



この肉、味付けはミルクのようなバターと塩だけだが、肉の味がしてかなり旨い。

聞けば、合衆国本土から運ばれてくるという。確か牛肉の関税は38.5%から段階的に9%に下がるというからその内安くて旨い米国産牛肉が食べられるに違いない。食事には10%から15%のチップを置くのが常識らしいが、尋ねてみると請求書に10%加えてあり、お気持ちがあれば、チップは幾らでも置いていってよろしいという。誰が置くかと、はしたなく思った次第でした。

## 【2日目】

朝から近くのマタパンビーチを歩いた。晴れ渡った青空に、エメラルドグリーンの海の色は絶景である。しばし立ち止まって、見とれてしまう。海水パンツも持参していたが、後々の日焼けを心配して、見るだけにしてキングバーガー店に向かう。メインストリートは一本道で迷子になることはない。コーヒーとフライドポテトの付いたセットを注文するが、店員さんが「ココデクゥ〜」と話しかけてきた。



★キングバーガー店内

はて、何だろう。こんな英語あったかなと考え込んでいると相棒が、ここで食べて行くのかと聞いているのだと教えてくれた。

何だよ、日本語かよ、と大笑いした。受け取るまでに、物凄く時間がかかるし、出来上がったかどうかレシートの番号で、カウンターまで確認に行かなければならない。電光掲示板に大きく表示するか、番号を書いたウェイトカードを渡して、テーブルまで運ばばよいものを4回ぐらい確認のために、行ったり来たりした。日本よりも随分とサービスが悪いと感じた。受け取った



★でっかいハンバーガーセットで千円

ハンバーガーは、日本のものより2周り程大きいし、バンズもずっしりと重たい。アメリカ映画で昼食時ハンバーガー1個を頬張るシーンを見かけるが、こんなの1個で昼飯になるかよ、と思っていたが、これを2個食べる自信は全くありません。

一通り見るだけのショッピング通りを見学した後、一旦ホテルに戻りシャツを着替えてからKマートに向かった。一般的にアメリカのホテルでは、自炊できるように包丁、まな板、IH、フライパン、鍋、皿等々用意されている。夕食には旨かった牛肉を大量に買い占めて、大宴会を開催しようと企んだわけである。

ところが、スーパーには肉類が1つも置いていなかった。仕方なくスパムやパンにスープその他酒の肴を購入して、楽しいひとときを過ごした。

因みにNHKは受信出来たので、「歴史秘話ヒストリア 渋沢栄一」などを見ることが出来た。

## 【3日目】

午前中ゆっくりとしていると、ノックする音が聞こえる。掃除のおばさんだった。もうしばらく待ってというとしばらくしてからまたノックの音がした。



☆素朴な清掃のおばさん

仕方がないからこのまま、清掃をして下さいと言った。ここで、やっと英会話の実践が出来た。彼女はグアム島出身ではなく、近くのミクロネシア諸島の出身だという。

子供が4人いて旦那は客室乗務員をしているという。近くに肉屋はないか聞いてみると歩いて10分ぐらいの所にあると、地図上で指差して教えてくれた。

話し相手のお礼に5ドル上げたら大変喜んでくれた。帰り際にベッドに置いていた2ドルは取らないのかと尋ねたら5ドルの入ったエプロンのお腹をポンと叩いて、もう既にもらったという。持って行けという両手を合わせて拝むようにして、大喜びであった。



☆ ボタンを押さなければ青にならない信号

素朴な人達はホッとする安心感が有る。

教えられた通り肉屋を探したが、見当たらない。グアム政府観光局で尋ねたら車で来たかと聞く。ペイレスというストアを教えてくれたが、歩きだと遠すぎるというから諦めてホテルに戻った。

5時少し前に、オプションに参加するために、向かい側のホテルに行った。待ち合わせ時間は5時だったが、5分過ぎても誰も来ない。しばらくするとワゴン車から降りて来た、ガッチリしたメガネを掛けた男だか女だか分からない人物が向かってきた。

声を聞いて初めて女性だと分かった。彼女は「オキィバス」と分からぬ言葉を発した。はてな、オクトパスならタコのことだが、と考えていると再び相棒が大きいバスがもうすぐ迎えに来るってことだろうと教えてくれた。せめて、ビッグバスとか言ってくれよなどと、ここでも爆笑であった。迎えに来た大型バスで移動中に、教えてくれた

ペイレスというストアを通り過ぎた。やはり歩きじゃ無理だったなと思った。



☆ 海底まで透き通っていた海中展望塔

まず、海中展望塔に行き、らせん階段を下りお魚さん達を見て、向かい側の会場に入った。バイキングで食べ放題だったが、あまり大した食べ物はなかった。確かロブスターとか書いてあったからカニも山ほどあるのかと思っていたが、1つもなかった。

ボーイが各テーブルを回って飲み物の注文を受けている。水でよいと思ったが、水も有償かもしれないので、ビールを2つ頼んだ。皆が食べ終わる頃合いに、真っ暗となりショーが始まった。ハワイのフラダンスと違って、チャモロダンスは腰振りが物凄く激しい。



☆ 迫力満点の実演ショー

スカートが途中で外れたら大笑いだろうとニヤニヤして見ていたが、最後まで外れることはなかった。

暗い中で、ボーイが飲み物の精算に回っている。請求書を見るとビール以外に不明な飲み物10ドルが追加してあった。ボーイに頼んどらんという、訂正しに戻った。

俺を誰だと思っているんだ。もろ肌脱いで、遠山桜を拝ませてやろうかと思った。



お隣の2人組の女性たちもそれに気づいて、訂正を求めていたようだ。

向かい側の6人ぐらいの団体は、一人当たり幾らと出し合わせていたから乗せられたに違いない。

2人で10ドルだから100人の観客なら500ドルにもなる。原価0円で、純利益5万5千円となる。1ヶ月も続ければ、170万円も売上増加となる。支払い時には、くれぐれもご用心下さいませ。

#### 【4日目】

4日目とは言ってもフライト時刻7時40分であり、朝4時にお迎えが来る。寝ていたら乗り遅れそうなので、一睡もせず、3時半ぐらいからホテルロビーで待っていた。

3泊4日とは言っても最終日は帰国するだけである。午後からの便だと少しは午前中楽しく過ごせるのだが、きっとこんな早い便は超格安料金なのだろうと思った。

福岡空港に無事怪我することもなく11時には到着した。

#### 【最後の総括】

4時間で行ける近場で常夏の島なので、夏のレジャーが好きな人なら冬の寒い時期に行くの

は良いかも知れない。但し、入国に2時間ほど待たされることを覚悟しなければならないが。現地では平べったい醤油顔を見ると日本語で話しかけてくるので、英会話の必要性は感じなかった。博多駅近くでウロウロしている外国人が日本語で尋ねてくるのが殆どないように、我々日本人も聞きたいことがあったら堂々と日本語で聞けば良いのではないかと思った次第である。現在の英語教育に逆行しているようだが、話せる・聞けるよりもむしろ読める・書ける方がより重要だと思えてきた。

何しろインターネットの8割は英語が使われているというし、原書で小説を読めれば、日々の生活が充実するのではないかと思う。

長々と拙い文章を読んで頂き、誠に有難う御座います。

すでにグアム島旅行を体験された方々で、これとは全く違うと思われる人もいらっしゃると思いますが、そこは前期高齢者の小言幸兵衛の独り言と笑い飛ばして頂ければ、幸いに存じます。(完)



☆ 幻想的な素晴らしい風景

# 70周年記念を迎えるにあたって

総務部長 吉田 健太郎

現在、総務部長の役職を仰せつかっております吉田と申します。県会理事としては2期目に入りました。いかにして職務全うできるか考えているところではございますが、不意に来る苦情相談の対応や注意勧告理事会といったことで頭を悩ませ、今期においては葉月の会（ワイドエリアネットワーク）の担当会が福岡会ということもございまして、右往左往の状況が続いております。さて、ここからは自己紹介を兼ねさせていただきます。制度制定70周年記念を迎えるにあたってのことに触れていかさせていただきます。念願の調査士登録から12年が経過いたしました。干支が一回りしたからなのか、現在の立ち位置からなのか分かりませんが、自身での変化を感じているところでもあります。熊本で少々のサラリーマン経験と少々の調査士事務所補助者経験を経て、何のツテもコネもなく福岡で開業いたしました。当初、新人研修会にて知り合った同期の方々に支えられ、その後そこから派生して広がった様々な調査士先輩方の背中を追いかけての現在です。脱サラ後に感じたことは、企業という後ろ盾を無くしたことによる個人としての無力感でした。そこで個人として認められるような人間になりたいと思い、個人事務所でのスタートを切り、ある時期までは自分が頑張ったから今があると思っておりました。ただ最近思うことは、調査士制度のおかげで日々の業務が出来ているということもございまして、結局、「守られている」という実感です。70年という長い年月で社会を取り巻く環境や必要とされるものも変化してきています。この制度制定70周年記念の年でございますので、より多くの一般の方々にこの制度を知って頂き、我々調査士は感謝の気持ちを実感してもらいたいと思う次第で

ございます。さらにはこの制度が時代にそぐう形で発展し、これからも我々調査士の存在意義を高めてもらえるようなものとなってくれることを願うところでございます。会員の皆様におかれましては、日々の業務に忙殺されることが多いとは存じますが、なにとぞ周年事業への積極的な参加をお願い申し上げます。



我が家の最高権力者コロちゃん



# 財務部より

財務部長 萩尾耕次

本年度より財務部の部長を務めることになりました。

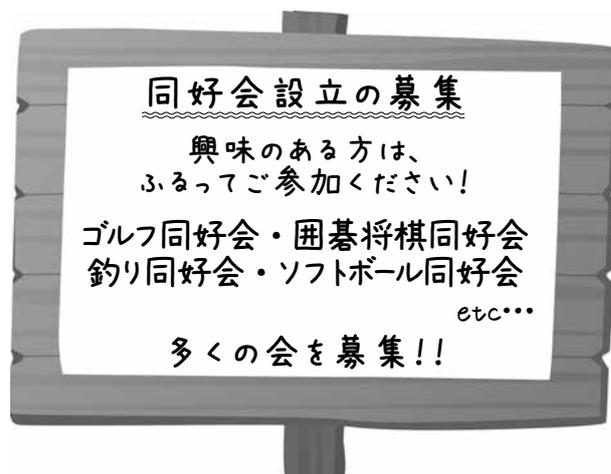
財務部の一番重要な仕事は、会員の皆様からお預かりした会費がどのように使われているのかをチェックすることだと思っております。

はじめて事務局から資料を見せてもらったときには「こんなに大量の書類があるのか？」と驚きながら自分自身、事務所の経理を人任せにしていることもあり、見慣れない伝票等と睨めっこをしつつ、悪戦苦闘しておりますが、皆様からお預かりした貴重な会費が適正に拠出されているかチェックしております。

また、平成30年3月に県会同好会設立の募集を改めて行いましたが、当時設置されていたゴルフ同好会及び囲碁将棋同好会からの応募もなく、現在同好会が一つも存在しない状況です。

会員間の親睦をはかる意味でも多くの会が設置されるよう考えておりますので、ご興味のある方は、ふるってご参加いただきますようお願い申し上げます。

最後に、今後とも県会の運営に格別のご配慮、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。財務部からの報告とさせていただきます。



# 表題部所有者不明土地の登記及び 管理の適正化に関する法律について

業務部長 魚 澄 清

皆様あけましておめでとうございます。

業務部長を務めることになりました魚澄です。  
よろしくお願ひ致します。

さて、令和元年5月17日、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）が成立しました。

この法律は、所有者不明土地問題への対策の一環として、不動産登記簿の表題部所有適正化を図るために必要となる措置を講ずることにより、その権利関係の明確化及びその適正な利用を促進しようとするものです。

具体的には、(1)表題部所有者不明土地の登記の適正化を図るための措置として、登記官に所有者の探索のために必要となる調査権限を付与するとともに、所有者等探索委員制度を創設するほか、所有者の探索の結果を登記に反映させるための不動産登記法の特例が設けられました。（令和元年11月22日施行）

また、(2)所有者の探索を行った結果、所有者を特定することができなかった表題部所有者不明土地について、その適正な管理を図るための措置として、裁判所の選任した管理者による管理を可能とする制度が設けられました。

（令和2年11月1日施行）

ここで、所有者等探索委員とは、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（一部抜粋）第九条により職務を行うのに必要な知識及び経験を有する者のうちから、法務局又は地方法務局長が任命するとあります。

この社会的問題について、土地家屋調査士は地域に密接に関わりこれらの問題の解消に資する資格者であると考え、解決に向けて土地家屋調査士の役割がますます重要です。会員の皆様の協力により、所有者不明土地が早く解決することを望みます。





# 土地家屋調査士の制度広報について

広報部長 池田直之

平成25年度から県会の広報部理事を担当しております北九州支部の池田直之と申します。理事になってから、現在3期5年目になります。2期目から広報部部長を務めさせていただいておりますので広報部長としても2期目に入りました。

昨年度もこの紙面で述べさせていただきましたが、土地家屋調査士の知名度を上げるにはどのようにすれば良いかということが課題であると常々考えております。

そもそも制度広報については、日調連が行うべきで、単位会は対内的広報活動を行うべきという考え方もございますが、現在、県会是对外的広報にも予算を取っていただき広報活動を行っております。

## 県会が行なっている対外的広報活動

### 無料相談会

- 毎月第1金曜日 天神岩田屋新館6階
- 毎月第2水曜日 北九州支部事務所
- 毎月第3水曜日 県会ADR室
- 毎月第4水曜日 久留米篠山コミュニティセンター
- 第2金曜日（5月8月11月2月）  
小倉井筒屋新館8階

### 制度広報ポスター設置

県内法務局、県内市町村庁舎、県土整備事務所、国道事務所、公民館、体育館

### 西日本新聞題字下広告

月2回

### 社会連携講座（社会事業部が担当）

西南学院大学にて年15回の寄付講座を開催

無料相談会についてですが、県内で毎週少なくとも1回は無料相談会が行われているという体制を整えております。

相談件数は、昨年1年間で157件と多くの相談者が相談会に来ていただいている状況であります。市町村広報誌に案内を掲載してもらうようになりまして、掲載がされた回の相談会は、即日満員ということもよくございます。

相談内容は、土地境界の相談が多く、やはり国民からの土地家屋調査士へのニーズはその部分が多いと思います。県会で作成した制度広報ポスターにも掲載しましたが、やはり土地家屋調査士は「境界の専門家」とあるという部分を足がかりもっと国民に認知してもらう方向性の広報を行うことが、知名度アップにつながるはずであると個人的に考えております。

会員の皆様で、制度広報についてご意見・アイデア等がある方がいらっしゃいましたら県会まで一報いただければと思います。

本年も魚澄広報部担当副会長と樋口広報部理事と広報部事業を行ってまいりますので引き続きよろしくお願いいたします。



当事務所の最年少ポールウーマンです。(笑)

# 研修部の思いと重い

研修部長 平 木 裕 一

この度、研修部長を拝命いたしました平木裕一（八女支部）と申します。研修部は赤間秀樹理事（飯塚支部）、黒田知宏理事（行橋支部）、秦伸一理事（筑紫支部）と担当副会長の村山隆徳副会長（久留米支部）の5名で構成されております。私を含め4人は今年度より県会役員を初めて経験する新人理事です。至らない点は多々あるかと思いますが協力し頑張ってまいりたいと思います。

研修部の役割といたしましては「土地家屋調査士として研鑽を積む」ために各研修を通じて、会員の皆様にお役に立てる研修を提供しなければならないと思っております。

今年度の全体研修会は3回開催し、調査士制度や法務関係を中心とした内容の研修を行いました。全体研修会はサブ会場及び各支部会場にWEB配信システムを利用し開催しています。会場を設置頂いております支部の皆様、いつもありがとうございます。今年度は映像が途中で途切れる等の不具合があり大変ご迷惑をお掛けいたしました。誠に申し訳ございませんでした。

専門研修会に関しましては、時効取得と占有や事務所経営に関することなど、各分野に特化した研修会を開催しております。有料研修ということもあり参加者を募るのに苦勞をしますが、参加いただいた会員の皆様には、来てよかった、役に立ったと評価いただける研修会にしたいと思っております。ご参加お待ちしております。

新人研修は今まで九州ブロックにて開催されていましたが、今年度より中央実施型での開催となりました。各ブロックによって研修カリキュラムが異なり、各地で差が生じてしまうこともあり内容の均一化を検討した結果とのことです。今後、福岡会の新入会員研修会は内容が重複しないようにすることは言うまでもなく、将来を見据えた

人材育成にも力を入れなければならないと考えております。

補助者研修会も補助者規定が一部改正され、なお充実した内容にし、「補助者として自己研鑽を積む」ための研修会にしていかなければと思っております。

研修部は『何の研修をしよう?』が一番あたまを悩ますところです。研修内容の要望等ありましたら、ご一報をお願いいたします。

最後になりましたが、研修会にご参加いただきありがとうございます。





# 福岡専門職団体連絡協議会の当番会

社会事業部長 守田靖昭

今年度は社会事業部を担当しております東福岡支部の守田靖昭です。

10年に一度しか回ってこない福岡専門職団体連絡協議会（以下「専団連」という）の事務局当番会にあたってしまいました。

専団連というのは、福岡県弁護士会・日本公認会計士協会北部九州会・九州北部税理士会・福岡県司法書士会・福岡県土地家屋調査士会・福岡県不動産鑑定士協会・福岡県行政書士会・福岡県社会保険労務士会・日本弁理士会九州支部・福岡県中小企業診断士協会の10団体で構成されており、専門職団体が相互の理解と協調により友誼を深め、各団体の発展に寄与し、もって地域社会に貢献することを目的としております。

その目的達成のために以下の事業を行っております。

- 1、団体相互の連絡・協調及びその所属会員の友誼・親睦に関する事項
- 2、団体の業務改善・拡大に関する事項
- 3、研修会・講演会の開催
- 4、調査研究・広報活動の実施
- 5、その他本会の目的を達成するための必要な事項

今年度の事業計画では、親睦事業としてゴルフ大会・囲碁大会・ボーリング大会の開催および新会員親睦交流会を企画しております。

ゴルフ大会では土地家屋調査士の参加は12名いただいております。

大会結果を報告したいのですが、この原稿を書いている時点では大会開催前なので「みなさん、会話と景色を楽しんでくださいね！」と掛け声だけにとどめます。

ボーリング大会は、例年100名ほどの参加と

なっております。

この冊子が配布されたころにちょうど募集案内が届いているかと思います。

是非奮ってご参加ください。

新会員親睦交流会は、人気の行事だそうです。ある士会では募集を途中で打ち切らないと会場に入りきれなくなる恐れもあるそうです。

通常業務の中で、一士業だけではなかなか解決できないことも多々あります。

他士業の方と連携をはかってより良い解決策を見つけ出していきたいところです。

新会員の方には、この交流会に参加していただき、他士業の方々と気軽に話せる間柄になってほしいと思います。

あ、参加する際は名刺をたくさん持って行ってくださいね。

真面目に勉強会を開催している事業もあります。

不動産研究会・企業法務会計研究会・被災者支援制度研究会などがあり、土地家屋調査士からも定期的に不動産研究会で講師をしていただいております。

こちら県会事務局から案内が時々届いているかとも思いますので、興味のある方は遠慮なく参加してみてください。

この一年、専団連の当番会として楽しくたくなる企画を準備していきますので、よろしくお願ひ致します。

# 社会貢献活動 北九州支部 「北九州マラソン2019ボランティア」参加報告

北九州支部 千坂昇平

北九州支部の社会貢献事業の一環としまして、毎年参加している北九州マラソン2019のボランティアに今年も参加いたしました。平成31年2月17日（日曜日）に開催され、今年も晴天にも恵まれランナーの方も気持ちよく走ることができたのではないのでしょうか。

今回で6回目の開催となる北九州市の一大イベントで、北九州市の名所や産業遺産群からなる世界文化遺産など歴史や文化を感じられるコースになっています。北九州支部の会員も数名エントリーしていました。

北九州支部では例年このボランティアに参加しており、前日のランナー受付に10名、当日の給水に20名の会員が参加し、小倉駅近くの浅野付近（20km地点くらい）の給水ポイントで給水活動をしました。

前日のランナー受付では本当に全国各地からランナーが参加していることがわかり、この大会が北九州市のイメージアップになればいいなと思いました。

当日の給水活動ではランナーの方が紙コップを取りやすいようになどランナーの為を考え応援しながら楽しく活動しました。北九州支部会員のランナーが給水所を通過したときは盛り上がり応援にも力が入ります。

他団体のボランティアの方や会員同士の交流もでき、また北九州市担当職員にも認知されてきて続けてきて良かったと感じました。

今後もランナーの方々には北九州市の街を気持ちよく走っていただき北九州市のイメージアップになるようボランティアは続けていきたいと思っています。





# 小学校の出前授業

直方支部 中村昭彦

平成30年に直方市内の小学校2校で、私たち「土地家屋調査士」業務を紹介する出前授業の機会を戴きました。きっかけは数人の支部役員の方々と酒を呑みながら、私たちの業務の知名度の低さを愚痴っていた時で、どこかの県会が小学生への出前授業を行なった話を臆気ながら私が憶えており、事務局にお願いして調べてもらったところ、福島会にその資料があるとの事で、快く戴くことが出来ました。

また、支部役員の友人に教育委員の方がおられ、その方を通じて教育委員会に打診したところ、2校から（いずれも5年生）が是非授業をしてもらいたいとのご依頼があり、どのような授業にするのか検討に入りました。が、中々難しい。実際に器械を見てもらって簡単な図形を測量し

面積を出してもらって測量型、や何点かの点を復元してもらって出来た図形を屋上から見てもらって復元型を考えましたが、授業を行なう11・12月だと寒いし雨が降ると出来ない、時間も掛かる、作業に携われない児童が出る…等々。

結果、福島会が過去に行なった各児童の1歩の平均歩測を出し、それを利用して任意の長方形を歩いて面積計算をしてもらって正答とどれぐらい違うのかを理解してもらって作業を児童にすることにしました。加えて身近に測量の基準点（2校の屋上に基準点があり、又学校近くには街区基準点がそこそこ残っている）があることや、法務局や私たちの仕事が世の中にどう役立っているのか、という座学も20分程度行なうことにしました。



簡単なりハーサルも行ない、ある程度の準備は出来たと思っていたのですが、予想と現実とは違うものでした。

まず、子供たちは自分勝手に動く。「平均歩測」の説明をしても、1歩目は大股に歩き2歩目以降は普通に、その逆もあり「平均歩測」には程遠いになります。

次に、長方形の2辺を歩いてもらうのですが、大股小股と平均歩測からかけ離れた歩き方をする子もいれば、今が何歩目かも忘れる子もいるのでまた歩いてもらう。



こんなことを繰り返しながら、ようやく面積算出の時間。

ここでも問題があり、計算が得意な子もいれば不得手な子もいる。時間が掛かるといながらも不得手な子に寄り添い、何とか計算終了。

答えは後で担当先生よりお知らせしてもらうことにして、締め言葉。

締め言葉は支部長である私が行ないました、結構疲労困憊している私たちとは対照的に、児童たちは目を輝かせて私を見ています。普段に無い授業のせいだとは思いますが、楽しんでいてくれたんだな、と大変嬉しかったです。

「調査士制度の普及」って、本当に難しいと思います。もし、今回の授業を受けた子供たちの中で1人でも「あんな授業があったな」って思い出して、土地家屋調査士という業務に興味を持ってくれたら、と願っています。

最後にお手伝いをしてくださった他支部の会員の方々に、お礼を申し上げます。



そして、最後の1歩の手前で止まってもらい、残り何cmかはコンバックスで私たちが測ってそれまでの距離に加算する、という手法を取ったのですが、子供たちはゴールまで歩きたいように止まってくれない。





# 第34回筑後川河川美化 「ノーポイ運動」に参加して

久留米支部 野 田 馨

令和元年10月27日（日）土地家屋調査士会久留米支部は筑後川河川清掃ボランティアの「ノーポイ運動」に参加しました。この運動は久留米市が昭和61年から河川愛護団体にむけ清掃ボランティアの参加を募っていて今年で34回の開催になりました。

我が久留米支部も長年この運動に参加しており、美しい筑後川の美化に微力ながら参加しています。

清掃は朝9時から11時までの2時間河川敷の堤防内のゴミを各自ひろって集めていきます。

支部会員だけでなく会員の家族も参加していただきたくさんのごみを集めることができました。

この筑後川では毎年花火大会が開催され、また敷内には野球、サッカーのグラウンドもありゴルフコースも3箇所、そして私たちにおいしい水をあたえてくれる久留米市民の生活には切り離すことのできない大切な場所です。さらに300メートルをこえる広大な河幅に沈む夕焼けは圧巻です。

いつまでもこの景観をまもるため「ノーポイ運動」をこれからも続けていきたいと願います。



## 新入会員の紹介



うめの よしたろう  
梅野 芳太郎

登録番号 福岡 第2330号

入会年月日 平成30年11月20日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

日々研鑽を積み業務に精進いたします。  
宜しく願ひいたします。



はしもと りゅうき  
橋本 龍宜

登録番号 福岡 第2331号

入会年月日 平成31年1月21日

所属支部 柳川支部

### 抱負・自己アピールなど

日々、勉強の毎日ですが、ひとつひとつ、  
与えられた仕事をこなし、地域社会に貢献  
出来るように頑張りたいと思います。



おおいし たかひこ  
大石 貴彦

登録番号 福岡 第2332号

入会年月日 平成31年2月1日

所属支部 柳川支部

### 抱負・自己アピールなど

平成31年2月に登録させていただきました。  
不動産の表示に関する登記の専門家として、  
まずは依頼者様そして社会の信頼に応える  
べく日々努力していきたいと思ひます。



とがわ まさひろ  
戸川 勝寛

登録番号 福岡 第2333号

入会年月日 平成31年3月11日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

大阪会より転会してきました。生まれも育ち  
も大阪なので、福岡の地理は全くわかりません。  
業務の取扱いのギャップにも少し戸惑っており  
ますが、少しでも早く馴染める様にと思ひ  
ています。



すがの たかし  
菅野 崇

登録番号 福岡 第2334号

入会年月日 平成31年4月1日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

経歴：金融業界から建設コンサルタントを経て調査士へ。  
趣味：軽い運動（水泳、ジョギング、ウォーキング等）  
や海釣りや波佐見焼等の陶器が好きです。  
抱負：お客様から「貴方に依頼して良かった」と言わ  
れる調査士になります。



はつむら りえ  
初村 リエ

登録番号 福岡 第2335号

入会年月日 平成31年4月1日

所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

平成31年4月に入会した初村です。  
まだまだ未熟ですが、精一杯尽力し、研鑽  
していきたいと思ひます。ご指導の程、よろ  
しく願ひいたします。



## 新入会員の紹介



にしだ ゆうすけ  
西田 佑介

登録番号 福岡 第2336号

入会年月日 平成31年4月10日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

今年度入会しました西田と申します。  
司法書士を兼業しております。  
調査士業務は経験が不足しておりますが、  
研鑽を重ねて参りたいと思っております。



しらみず りょう  
白水 良

登録番号 福岡 第2337号

入会年月日 平成31年4月10日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

平成30年度合格の白水と申します。  
久留米にて開業致しました。まだまだスタート  
ラインに立ったばかりですので勉強の毎日です。  
よろしくお願ひします。



おの たかひろ  
小野 貴裕

登録番号 福岡 第2338号

入会年月日 平成31年4月10日

所属支部 東福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

約3年前までは金融機関に在籍しておりましたが、  
ご縁があり、この業界に従事致しております。  
調査士としての職責を果たすべく  
進致します。



にしだ よしあき  
西田 慶明

登録番号 福岡 第2339号

入会年月日 平成31年4月22日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

人として、調査士としてまだまだ未熟な部分  
がありますが、諸先輩方の支えを受けながら  
日々精進してまいりたいと思っております。  
ご指導ご鞭撻のほどよろしくお願ひ致します。



えとう てつや  
衛藤 哲也

登録番号 福岡 第2340号

入会年月日 令和1年5月7日

所属支部 北九州支部

### 抱負・自己アピールなど

令和元年5月9日付で皆様の仲間入りをさせていただきました。  
入会して約半年が立ちましたが、土地家屋調査士の業務がこんなに  
体力勝負とは思っていませんでしたが、生きていくには頑張るしか  
ありません。

趣味は、TVによるスポーツ観戦ですが、ゴルフは毎週欠かさず  
観ています。また、プレーするのも嫌いではありません。最後に  
一人前の調査士になれるよう精進して頑張ります。



まった しんすけ  
松田 真輔

登録番号 福岡 第2335号

入会年月日 令和1年5月20日

所属支部 筑紫支部

### 抱負・自己アピールなど

私はこれまでの経験を活かしていき、一つ  
一つの業務を堅実に行い、日々精進していき  
たいと思っております。

どうぞよろしくお願ひいたします。

## 新入会員の紹介



にしだ けんいち  
西田 憲一

登録番号 福岡 第2342号

入会年月日 令和1年6月20日

所属支部 南福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

まだまだ未熟者ではございますが、お客様のご期待に応える事ができるよう日々精進して参りますので、どうぞよろしくお願ひいたします。



はやし たくお  
林 拓生

登録番号 福岡 第2343号

入会年月日 令和1年6月20日

所属支部 福岡中央支部

### 抱負・自己アピールなど

自己研鑽を絶えず行い、業務には誠意を持って行うように心がけています。どうぞ宜しくお願ひ致します。



たがわ あつし  
田川 篤

登録番号 福岡 第2344号

入会年月日 令和1年7月22日

所属支部 西福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

調査士として公正かつ誠実に業務を行っていかうと考えています。諸先輩方にならぬ業務を遂行して行きます。



ひでしま まさたか  
秀島 昌孝

登録番号 福岡 第2345号

入会年月日 令和1年9月10日

所属支部 筑紫支部

### 抱負・自己アピールなど

平成20年12月より調査士、平成29年12月にうつ病となりました。翌年2月末をもって廃業しましたが、周囲の皆様のおかげで治療中の身ながら復帰致しました。地道に皆様に喜んでもらえる調査士を目指して参りたいと思います。



とりごえ たかお  
鳥越 貴夫

登録番号 福岡 第2346号

入会年月日 令和1年9月10日

所属支部 久留米支部

### 抱負・自己アピールなど

補助者歴約20年の経験を生かし、常に新鮮な気持ちでお客様と向き合い期待を裏切らないよう、品位を保持し全力で努力して参ります。よろしくお願ひします。



うちやま としき  
内山 俊樹

登録番号 福岡 第2347号

入会年月日 令和1年11月1日

所属支部 西福岡支部

### 抱負・自己アピールなど

令和元年11月に入会しました内山俊樹と申します。研修会や行事に積極的に参加し、自己研鑽に努めることと、皆さまとの交流を深めていけたらと思っております。よろしくお願ひ致します。



# 補助者に関する届出等について

会員の補助者に関する使用届及び届出事項変更届、退職届、補助者証の期限切れについて、ご確認ください。手続きに必要な書類等は、[県会ホームページ](#)をご覧ください。

[県会ホームページ](#) > [会員サイト](#) > [各種ダウンロード](#) > [届出・申請等](#) > [補助者関係](#)

(※ [調査士法人](#)については [調査士法人関係](#) > [調査士法人関係一覧](#) > [法人の補助者関係](#))



ご確認ください。

有効期限は発行日から  
5年間です！

## 補助者証の継続更新について

補助者規程の改正に伴い、補助者証の継続更新の手続きに変更があります。

詳しくは、[県会ホームページ](#)の[補助者再交付申請書](#)に記載しています。

補助者証の更新は有効期限の3ヶ月前から手続きが出来ます。

- 県会主催の補助者研修会を受講されますと、「修了証」が発行されます。研修会修了証の添付がない場合、継続更新による補助者証の交付を行いません。但し、令和3年3月31日までは免除します。
- 研修会修了証は、補助者単位で発行するものとし、複数の会員の補助者であった場合、その修了証が5年以内であれば、どの会員の更新に対しても有効とします。
- やむを得ず研修会の受講ができなかった補助者については、県会にて定期的に開催するビデオ視聴会(1,000円)を受講することにより、研修会修了証の代わりとします。(令和3年4月から県会にて月1～2回程度開催を予定しています。)

## <福岡県土地家屋調査士会ホームページ>

### 会員専用サイトへのログイン方法



図1 県会サイトTOPページ

1. 県会サイトトップページの左図の赤丸部分の①～③のいずれかをクリックします。



図2 ログイン認証画面

2. 図2のログイン認証画面が表示されますのでユーザー名とパスワードを入力しログインボタンをクリックします。

(ユーザー名とパスワードは、平成29年4月13日に福調発第27号にてお知らせしています。)



図3 会員サイトTOPページ

3. 認証成功後に図3の会員サイトTOPページが表示されます。

#### 図3 会員サイトTOPページ

- ・キーワードから探す
- ・カテゴリから探す
- ・会員向け更新情報
- ・県会からの発信文書
- ・スケジュール
- ・各種ダウンロード
- ・研修動画
- ・資料センター
- ・境界問題解決センターふくおか



## 県会からの発信文書

県会からの発信文書最新5件を掲載しています。全ての発信文書を見る場合は下記の「もっと見る」ボタンをクリックしてください。

2017年12月1日 福調発第575号 第13回特別研修の二次募集について  
 第13回特別研修 申込書データ（新規受講・再受講用・再考査・聴講用）

2017年12月1日 福調発第573号平成29年度補助者研修会資料について  
 【県会ホームページ】研修会資料のホームページ掲載場所について

2017年11月30日 福調発第567号筆界特定制度の活用について（御依頼）

2017年11月24日 福調発第556号【再募集】平成29年度補助者研修会開催通知  
 《再募集》【申込書】平成29年度補助者研修会

2017年11月22日 福調発第553号平成29年度第3回全体研修会追加資料について（ご案内）  
 【県会ホームページ】研修会資料のホームページ掲載場所について

## カテゴリから資料を探す

カテゴリ一覧		
会則・規則・規程等	届出・申請等	調査士法人関係
土地家屋調査士登録証明書	職印証明	戸籍謄本等職務上請求書
研修会資料	支部関係	法務局関係
業務に必要な資料	オンライン申請	公共基準点
入札関係	官民境界	年計報告書
Legal Garden	東京法経学院	国民年金基金
研修関係	広報関係	財務関係
社会事業部関係	会議議事録	常任理事会資料
理事会資料	支部長会資料	日調連関係
その他		

## 会員向 更新情報

2016年9月26日 平成28年第2回全体研修会（平成28年9月13日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H28第2回全体研修会）

2016年7月22日 平成28年度第1回全体研修会（平成28年6月28日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H28第1回全体研修会）

2016年2月19日 平成27年度第3回全体研修会（平成28年1月21日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H27第3回全体研修会）

2015年8月31日 平成27年度第1回全体研修会（平成27年8月4日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H27第1回全体研修会）

2015年1月5日 平成26年度第3回全体研修会（平成26年12月4日）の映像を掲載しました（会員メニュー⇒研修動画⇒H26第3回全体研修会）

## スケジュール

2017年12月2日  
専団連「くらし・事業なんでも相談会」

2017年12月3日  
第5回理事会（持出し会議）

2017年12月4日  
九州大学 社会連携講座 第10回講義

2017年12月5日  
福岡中央支部 執行部会

2017年12月5日  
東福岡支部 評議員会

カレンダーを見る

# 会長会務日誌

## 平成30年度

- 12月 2日 第5回理事会  
6日 政連平成30年度第3回幹部会  
7日 事務局職員の人事考課  
10日 第8回総務部会・第5回財務部会合同会議  
17日 第7回常任理事会
- 1月 8日 福岡法務局長への年始挨拶  
新入会員の入会届受理時の面接  
第9回総務部会  
16日 第2回全国会長会議  
平成31年新年賀詞交歓会  
17日 第2回全国会長会議  
18日 新入会員の入会届受理時の面接  
23日 第5回九B会長会議に関する打合せ  
第3回正副会長会議  
30日 「九州地区所有者不明土地連携協議会」  
設立総会
- 2月 2日 第5回九州ブロック協議会会長会議  
3日 第5回九州ブロック協議会会長会議  
4日 第5回九州ブロック協議会会長会議  
6日 第10回総務部会・第6回財務部会合同会議  
13日 第8回常任理事会  
平成30年度顧問等会議  
15日 第4回注意勧告理事会  
新入会員の入会届受理時の面接  
20日 北九州市相談窓口協定締結式  
22日 第3回支部長会議  
25日 第5回注意勧告理事会  
第6回理事会  
28日 平成30年度土地家屋調査士試験合格証書伝達式  
及び本会入会等説明会
- 3月 1日 平成30年度新入会員研修会  
2日 平成30年度新入会員研修会  
5日 第11回総務部会  
7日 第2回全国ブロック会長会議  
第2回全国ブロック会長会議  
15日 第9回常任理事会

- 16日 岸本八太郎氏黄綬褒章受章記念祝賀会  
25日 新入会員の入会届受理時の面接  
28日 事務局職員の人事考課  
新入会員の入会届受理時の面接

## 平成31年度

- 4月 2日 第1回総務部会・第1回財務部会合同会議  
4日 九州ブロック協議会第1回会長会議  
5日 九州ブロック協議会第1回会長会議  
6日 國吉正和君の黄綬褒章受章を祝う会  
11日 予算調整会議  
第1回常任理事会  
福岡法務局長新任挨拶  
13日 磯端強志氏黄綬褒章受章記念祝賀会  
岡田連合会会長との意見交換会  
15日 平成30年度期末監査  
18日 日本測量協会幹事会  
19日 新入会員の入会届受理時の面接  
福岡法務局との変則型登記に関する  
打合せ  
第1回理事会  
「新人実務体験」第1回講師選任委員会  
23日 第78回定時総会議案書の最終校正

## 令和元年度

- 5月 21日 第2回常任理事会  
第78回定時総会の議事進行等に関する  
議長等との事務打合せ会  
「新人実務体験」第2回講師選任委員会  
24日 福岡県土地家屋調査士会第78回定時総会  
25日 福岡県司法書士会第70回定時総会懇親会  
28日 福岡県宅地建物取引業協会定時総会  
懇親会  
29日 福岡県弁護士会役員就任披露宴  
30日 第1回正副会長会議  
第2回理事会
- 6月 3日 第1回研修部会  
第2回総務部会・第2回財務部会合同会議  
「新人実務体験」第3回講師選任委員会  
8日 九州ブロック協議会第2回会長会議  
九州ブロック協議会令和元年度定時総会  
9日 九州ブロック協議会令和元年度定時総会

- |       |   |        |   |
|-------|---|--------|---|
| 10日   | 新入会員の入会届受理時の面接  | 9月 3日  | 新入会員の入会届受理時の面接                                      |
| 13日   | 新入会員の入会届受理時の面接<br>第3回常任理事会<br>事務局職員の人事考課について                                |        | 第5回総務部会<br>専団連第29回定期大会                              |
| 14日   | 九州北部税理士会第63回定期総会の<br>懇親会  | 10日    | 第1回紛議の調停委員会   |
| 18日   | 日調連 第76回定時総会  | 13日    | 公益社団法人福岡県公共嘱託登記土地家屋<br>調査士協会第35回定時社員総会              |
| 19日   | 日調連 第76回定時総会  | 18日    | 第3回正副会長会議   |
| 20日   | 令和元年度第1回ADR小運営委員会<br>令和元年度第1回ADR委員協議会<br>令和元年度第1回ADR運営委員会                   | 25日    | 第1回専門研究所研究員会  |
| 21日   | 日本公認会計士協会九州会第53回定期<br>総会懇親会   | 26日    | 第2回全体研修会  |
| 26日   | 第1回注意勧告理事会  | 10月 4日 | 福岡県不動産鑑定士協会社団法人化<br>25周年記念行事                        |
| 27日   | 九州ブロック協議会事務局の事務<br>引継ぎについて  | 8日     | 第6回総務部会・第4回財務部会合同会議                                 |
| 7月 3日 | 事務局パート職員の採用試験<br>公益社団法人日本測量協会九州支部<br>第56回定時業務報告会<br>平成30年度専団連会長会<br>第2回業務部会 | 9日     | 第1回全国会長会議   |
| 10日   | 新入会員の入会届受理時の面接<br>会員に対する注意勧告告知<br>第3回総務部会                                   | 10日    | 第1回全国会長会議   |
| 13日   | 南部地区支部長会議定期総会   | 15日    | 中間監査  |
| 16日   | 会員に対する注意勧告告知<br>第2回正副長会議  | 16日    | 専団連第2回幹事会会議   |
| 19日   | 所有者不明土地連携協議会総会  | 17日    | 第5回常任理事会  |
| 23日   | 第1回支部長会議  | 19日    | 第4回九州ブロック協議会会長会議                                    |
| 25日   | 第1回全体研修会  | 20日    | 第4回九州ブロック協議会会長会議                                    |
| 30日   | 第2回社会事業部会   | 25日    | 第4回理事会  |
| 8月 2日 | 九州ブロック協議会第3回会長会議  | 31日    | 第1回制度対策委員会  |
| 3日    | 九州ブロック協議会第3回会長会議  | 11月 1日 | 第2回注意勧告理事会  |
| 6日    | 第4回総務部会・第3回財務部会合同会議<br>専団連第1回理事会・第1回幹事会合同会議                                 | 6日     | 「新人実務体験研修」第4回講師選任<br>委員会<br>公益社団法人日本測量協会九州支部<br>幹事会 |
| 7日    | 第2回広報部会   | 8日     | 令和元年度新入会員研修会  |
| 9日    | 第2回綱紀委員会  | 7日     | 第7回総務部会   |
| 19日   | 第4回常任理事会  | 9日     | 地籍問題研究会第26回定例研究会                                    |
| 21日   | 令和元年度福岡法務局と福岡県土地家屋<br>調査士会との事務連絡協議会   | 12日    | 第4回専団連ゴルフ同好会親善ゴルフ大会                                 |
| 27日   | 第3回理事会  | 13日    | 福岡県中小企業診断士協会創立60周年<br>記念祝賀会                         |
|       |   | 15日    | 第6回常任理事会  |
|       |   | 22日    | 第19回葉月の会（福岡会）                                       |
|       |   | 23日    | 第19回葉月の会（福岡会）                                       |
|       |   | 26日    | 第2回支部長会議<br>事務局職員の人事考課伝達                            |
|       |   | 29日    | 第3回全体研修会  |

## 平成30年度土地家屋調査士試験合格者 入会説明会

平成31年2月28日、福岡法務局において試験合格者へ合格証書伝達式が行われました。  
また、伝達式終了後は、県会会議室にて、入会に関する説明会を開催いたしました。

福岡県合格者数	16名(男 14名、女 2名)
全国合格者数	418名(男 391名、女 27名)
出願者数	5,411名
受験者数	4,380名
合格率	9.54%
平均年齢	40.16歳
最低年齢	19歳
最高年齢	70歳

(法務省HPより転記)



野中前会長・萩尾前総務部長・試験合格者（県会会議室にて撮影）



# WingNeo<sup>®</sup> INFINITY 2020



## 基準点測量観測支援 登場!

公共測量作業規程に沿った  
「選点」・「路線作成」が国土地理院 地図タイル上で可能に!

- 作業計画
- 選点
- 平均図
- 観測

to The Next Future

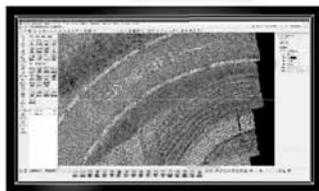
～その先の未来へ～



## Wing Earth

I-Construction 対応

大規模3D点群高速編集ツール



### Wing Earth 平面図連携

WingEarthとINFINITYの平面図作成コマンドが通信!! 点群で詳細を確認しながらINFINITYの平面図を作成したり、INFINITYの結線点を点群上に3次元作業可能に!



## Pocket Neo III

Hybrid Controller, Pocket Series



- TS  
コントローラ
- 縦横断  
観測
- 多角観測  
現地点検
- 3/4級  
水準観測
- 写真・現況  
収集



アイサテクノロジー株式会社

<https://www.aisantec.co.jp/>



測地ソリューション事業本部  
平日 AM 9:00 ~ PM 17:30

0570-064-457

# 測量機器総合保険 (動産総合保険) のご案内

日本土地家屋調査士会連合会共済会 測量機器総合保険の特徴

「土地家屋調査士賠償責任保険」とは異なりますのでご注意ください。

会員が所有・管理する測量機器(製品No.のある機器に限る)について

業務使用中、携行中、保管中等の  
偶然な事故による損害に対し、  
保険金をお支払いします。

特徴1

例えば

1

測量中誤って  
測量機器を倒し壊れた。



2

保管中の測量機器が  
火災にあい焼失した。



3

測量機器を事務所、  
自宅等に保管中に  
盗難にあった。



等

特徴2

個別にご加入されるよりも保険料が割安です。

保険金額200万円の保険料

測量機器総合保険(本制度): 42,940円

動産総合保険(個別加入): 64,800円

※縮小支払割合90%、免責15万円適用

約34%  
割安

このチラシは動産総合保険の概要をご説明したものです。

ご加入ご検討の方、パンフレットをご希望の方は桐栄サービスまたは三井住友海上までご連絡ください。

保険期間

2019年4月1日午後4時から2020年4月1日午後4時まで

※保険期間の中途での加入もできますので、ご希望の場合には桐栄サービスまでご連絡ください。

お問い合わせ先

日本土地家屋調査士会連合会共済会

取扱代理店

有限会社桐栄サービス

東京都千代田区神田三崎町1丁目2-10

土地家屋調査士会館6F

TEL 03(5282)5166

引受保険会社

三井住友海上火災保険株式会社

広域法人部営業第一課

東京都千代田区神田駿河台3-11-1

TEL 03(3259)6692

# 土地家屋調査士 通信教育

新

# 最短合格講座



毎月1日  
開講!  
入学随時!

基礎力養成編 / 受講期間6カ月

選べる2タイプ

DVDタイプ  
WMV映像ダウンロードタイプ

短期合格のためには、本試験で問われる最重要項目を、繰り返し何度も学習する必要があります。

本学院では長年にわたる土地家屋調査士講座の指導経験をもとに、初学者が最も効率よく学習できるよう工夫を凝らしたオリジナル教材『(択一)新・合格ノート』と『書式攻略ノート』を作成しました。まったく初めて学習をスタートする初学者向け通信教育です。『短期集中プログラム』に基づいた『新・最短合格講座』は、これまでの最短合格講座以上に、豊富な教材群で短期合格をサポートしていきます。

**内堀 博夫**  
レクチャー 本学院専任講師

## すべては“短期合格”が一番のテーマです。

土地家屋調査士は不動産に関する調査、測量を行い、登記所への申請代理を行う資格です。「新・最短合格講座」は土地家屋調査士試験の中でも「午後の部」を対象とした基礎力養成講座となります。

土地家屋調査士資格取得には「条文等の法律知識」と「作図・求積の技術」という二つの面で学習が必要です。試験対策学習においてはこの二面を関連づけることが効果的です。本講座ではオリジナル専用テキスト「新・合格ノート」を中心に学習を進め、過去の本試験問題を収録した問題集での演習を通じて知識の確認をします。また、教材には質問票がついていますので疑問点の解決に利用してください。単元ごとの学習の最後には提出課題で習熟度を確認することで、土地家屋調査士試験に向けた知識を網羅することができます。

### ●本学院オリジナルの教材がポイント!!

学習に使用する教材の選択は、その後の学習計画のすべてを左右する大切な部分です。本学院では、受験指導校としての実績をもとに余分な箇所を削り、本当に必要な部分のみで構成した画期的教材「新・合格ノート」等を一括ご送付いたします。教材選択時の不安や、時間的ロスをなくしたうえで、学習進行中や本試験直前の見直しにおいても、かなりの威力を発揮することでしょう。

### ●初学者にも納得できる教材で、確かな理解!!

土地家屋調査士の業務の対象は「人」。それゆえ土地家屋調査士として依頼された仕事を成功させるためには、暗記ではなく、確かな理解と正確な判断力が要求されます。したがって、本講座では、「納得しながら、効率的、かつ確実に合格を」が指導コンセプトです。

### 使用教材

学習補助教材	土地家屋調査士六法	1冊
	六法の読み方入門	1冊
	最新版 土地家屋調査士本試験問題と詳細解説	1冊
択一学習用教材	テキスト 新・合格ノートⅠ 不動産登記法編〈総論、表題部所有者、土地〉	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅡ 不動産登記法編〈建物、区分建物、申請書様式〉	1冊
	テキスト 新・合格ノートⅢ 新民法・土地家屋調査士法編	1冊
書式学習用教材	土地家屋調査士試験に必要な数学	1冊
	測量・面積計算&図面作成〈第六版〉および 調査士作図演習帳	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅠ 土地 / 答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅡ 建物 / 答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
	テキスト 書式攻略ノートⅢ 区分建物 / 答案用紙冊子〈練習問題用〉	各1冊
問題集	新版 択一過去問マスターⅠ (民法、土地家屋調査士、総論)〈第六版〉	1冊
	新版 択一過去問マスターⅡ (土地、建物、区分建物)〈第六版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅠ (土地)〈第三版〉	1冊
	新版 書式過去問マスターⅡ (建物、区分建物)〈第三版〉	1冊
提出課題	問題編 (択一5回/書式3回の合計8回分を収録) 書式答案用紙は各回別冊子添付	各1冊
	解説編 (各回別冊)	8冊
実力確認テスト	本試験形式 (問題編・解説編)	各1冊
解説講義	DVD または ダウンロード (WMV) ファイル (約2時間30分 / 1巻)	全45巻
作図器具	縮尺定規「すいすい君、すらすらちゃん」(直角二等辺三角形 (2枚))	1セット
	全円分度器	1枚

会長様の推薦状があれば、**特別減免学費**でお申込みできます。



学費 (10%税込)

土地家屋調査士  
新・最短合格講座

基礎力養成編 / DVDタイプ

- 一般学費 222,200円
- 特別減免学費 166,650円

基礎力養成編 / WMV映像ダウンロードタイプ

- 一般学費 193,600円
- 特別減免学費 145,200円

高実績と信頼 大人が選ぶ LICENSE SCHOOL ★TEL. 03 (6228) 1453  
★FAX. 03 (3266) 8018  
★HP. <http://www.thg.co.jp>

〒162-0845 東京都新宿区市谷本村町3-22 ナカビル1階



資料請求





トプコンのソリューションが現場の生産性向上にプラス！

**最速・最小・最軽量** ※1

測量用アプリケーションMAGNET™ Field標準搭載

境界観測に  
便利!



Geodetic Total Station

**GT**

GTシリーズだけのVサーチ機能搭載! ※2



ハイブリッド・サーベイ・システム

精度が必要な観測には自動追尾トータルステーション、スピーディーに広域現場などの多数の点の観測を行うにはGNSS受信機と、使い分けが可能です。



リモートコントロールシステム

**RC-5A**

データコレクタ

**FC-500**



一連の動作を自動で!

1. 杭上の測点を正確に視準して水平角を観測
2. プリズム中心の鉛直角と斜距離を観測



ズレのない  
正確な観測

※1 モータードライブ搭載のトータルステーションとして。2016年1月当社調べ  
※2 「Vサーチ視準機能」は、オンボードアプリケーション「測量基本 CE」およびデータコレクタ用アプリケーション「基本観測」の機能です。

マルチGNSS対応で  
圧倒的なパフォーマンスを実現!

簡単、便利、高速!  
オールインワンGNSS受信機



Fix 時間  
高速  
Fix 率  
向上  
BeiDouで  
圧倒的な  
パフォーマンス  
Fix 範囲  
拡大

- 全ての衛星、全ての信号に対応
- 452ch、Vanguard Technology™ 搭載
- TILT™ 機能、電子気泡管表示
- LongLinkデータコミュニケーション
- 外部GNSS アンテナも利用可能

マルチGNSS受信機

**HiPer HR**



- 1人で手軽に簡単測量
- 過酷な現場にも強い堅牢なボディ
- LongLinkデータコミュニケーション
- 連続使用時間15時間以上を実現
- 準天頂衛星システムに対応

GNSS受信機

**HiPer SR**



株式会社 水上洋行

本社  
北九州営業所  
久留米営業所

〒812-0051  
〒805-0061  
〒839-0808

福岡市東区箱崎ふ頭 3-1-22  
北九州市八幡東区西本町 2-4-5  
久留米市東合川新町 7-44

TEL 092-641-2561 FAX 092-641-2487  
TEL 093-671-0436 FAX 093-671-2896  
TEL 0942-45-8560 FAX 0942-45-8460

株式会社 トプコンソキア ポジショニングジャパン

福岡営業所  
〒812-0042 福岡市博多区豊 1-10-50 TEL 092-432-7295 FAX 092-432-7317

測量機器に関するご質問・ご相談

トプコン測量機器コールセンター 電話番号(フリーダイヤル) 0120-54-1199

受付時間9:00~17:35  
(土・日・祝日・トプコン休業日は除く)

## 【好評図書のご案内】



# 区分建物表示登記に関する 事例と実務

日本土地家屋調査士会連合会 会長推薦

敷地権・敷地利用権、専有・共用部分、相続・譲渡、市街地再開発事業による  
権利変換、円滑化法による建替え、上申書、管理組合同規約、合意規約

伊藤直樹 監修 遠山昭雄・橋立二作・今井廣夫 著

2019年11月刊 B5判 256頁(予定) 本体2,900円+税

- 分譲したい、二世帯住宅で個々に登記したい、賃貸物件の一部を他社に譲渡したい、一部に抵当権を設定したい等、所有者の要望に合わせた検討が必要となる区分建物の表示に関する登記について、実務に精通した著者が、実務上の手続や問題点の検討を重ね、土地家屋調査士が知っておくべき知識や情報を集積。



# 新訂 設問解説 相続法と登記

幸良秋夫 著

2018年11月刊 A5判 736頁 本体6,600円+税

- 169問の設問を交えながら、具体的設例で相続・遺言実務を体系的に解説。旧民法・応急措置法における相続や、外国人に関する相続登記についても解説。根拠となる判例・先例を500以上収録し、重要なものについては要旨まで掲載。相続法改正等近時の法改正を踏まえた8年ぶりの全面改訂版。



# 改訂版 境界の理論と実務

寶金敏明 著

2018年12月刊 A5判上製 684頁 本体6,400円+税

- 土地境界について体系的・網羅適に扱う唯一の理論書。新たな裁判や実務動向を踏まえた、待望の改訂版。
- 境界の判定手法とその理論のみでなく、境界の生成過程、境界を紡いだ成果として作成される地図や図面などの精度、筆界特定制度や境界に関する裁判や協議など多くの事項について、法律問題に立脚して言及。

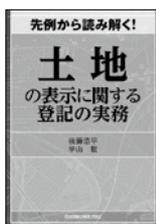


# 先例から読み解く! 建物の表示に関する登記の実務

後藤浩平 著

2018年10月刊 A5判 488頁 本体4,300円+税

- 事務処理上有益な「主要79先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 主要先例に関連する「関係30先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『新版 Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ(4、5巻)』にて確認できるよう工夫。



# 先例から読み解く! 土地の表示に関する登記の実務

後藤浩平・宇山聡 著

2017年12月刊 A5判 800頁 本体6,700円+税

- 事務処理上有益な「主要97先例」を全文掲載し、解説も付与。
- 関連する「関係83先例」も収録し、全文を掲載。
- 具体的事案を「関連質疑」とし、詳細を『Q&A 表示に関する登記の実務シリーズ(1~3巻)』にて確認できるよう工夫。



日本加除出版

〒171-8516 東京都豊島区南長崎3丁目16番6号 www.kajo.co.jp

TEL(03)3953-5642 FAX(03)3953-2061 (営業部) ツイッターID: @nihonkajo

# 登記業務の効率化を支援!

## 最新のデジタル環境で 登記業務を効率化!

測量CAD、基準点・用地測量から  
3次元計測、登記図面作成までをトータルでサポート!  
登記情報の活用や地積測量図等の図面作成を効率的に!



革新の64bitアプリケーション

# TREND-ONE

測量CADシステム【トレンドワン】

●各階平面図作成

●地積測量図作成

## 福井コンピュータソリューションで、登記業務をさらに効率化。

連携可

**TREND-FIELD**  
現場端末システム【トレンドフィールド】

現況観測や調査・立会の図面持出に活用!  
TREND-ONEとのデータ連携で素早く成果・資料作成。境界観測・図面表示・敷地調査など、多目的に活用できる現場端末システム。

連携可

**TREND-POINT**  
3D点群処理システム【トレンドポイント】

3次元測量データを素早く編集・活用!  
ドローン等で計測した点群データを、高速に取込んで編集可能な3D点群処理システム。TREND-ONEとの連携で「重ね図」にも活用可能。

連携可

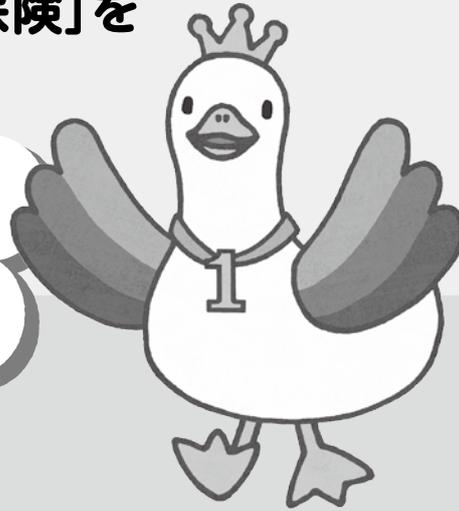
**TREND REG/C**  
土地家屋調査士事務支援システム【トレンドレジック】

登記書類の作成・管理業務を支援!  
不動産表示登記業務に必要な各種書類の作成、および事件管理・顧客管理・立会の管理に至るまで、ワンパッケージでサポートする土地家屋調査士専用システム。

これからの医療の進歩を見据え、  
「生きるためのがん保険」を  
新しくします。

アフラックは  
がん保険  
契約件数 **No.1**  
平成29年版「インシュアランス生命保険統計」

\\NEW/  
**生きるための  
がん保険**  
**Days 1**



\\NEW/  
女性特有のがんにも手厚い  
**生きるための  
がん保険**  
**Days 1**

\\NEW/  
あなたの保障を最新化  
**生きるための  
がん保険**  
**Days 1** プラス

すでにアフラックの  
がん保険にご契約の皆様に

■募集代理店(アフラックは代理店制度を採用しております)

**株式会社アンシン商会**

☎0120-5432-99 FAX 092-512-1486

〒815-0037 福岡市南区玉川町1-22

◎詳細は「契約概要」等をご覧ください。

(引受保険会社)

「生きる」を創る。

**Aflac**

アフラック

福岡総合支社

〒812-0018 福岡市博多区住吉1-2-25

キャナルシティビジネスセンタービル10階

Tel.092-281-6703 Fax.092-281-7361

AF広宣保-2018-5002-1810008 1月12日

**感謝！今年もよろしくお願ひ申し上げます**

**現場の安全と効率化アツプに！信頼のブランドをお届けします**

**GNSS～トータルステーション SOKKIA&Leica**

**登記土地家屋調査士システム 福井コンピュータ**

**実る信頼、未来を 測るシステム**



**株式会社 実測**

本社 福岡市博多区三筑2丁目8-8 / 営業所 飯塚

TEL 092-588-7888 Fax092-588-7887



謹んで新年のお慶びを申し上げます



# 表示登記申請 / CADシステム / 請求入金～決算処理システム

登記情報を一括請求→様々な書類に連携可能!

境界確認等の書類作成から、調査報告書、申請書まで一気に作成。  
登記申請に至らない事件の管理も、専用の台帳で管理。

オンライン申請⇔書面申請は、チェックをON/OFFで切替!

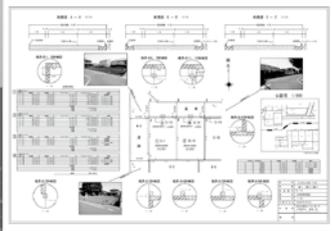
連件順位も入力しておくことで連件申請としてデータを関連付け  
するので、異なる法務局や別の連件データを一緒に送信可能。

ドローンによる  
空撮画像も  
活用できます!



※ドローンおよび解析ソフトは別途必要です。

書類を作り、  
現場を管理し、  
図面を描きます!



土地図面・建物図面の  
作成方法を動画で配信中!

表示登記申請システム 検索

タイプA	表示登記 + CAD + 請求入金 申請システム システム 決済処理システム	
	一括購入	5年リース
	¥411,500	月額¥7,650

タイプB	表示登記 + CAD 申請システム システム	
	一括購入	5年リース
	¥351,500	月額¥6,535

タイプC	表示登記申請システム	
	一括購入	5年リース
	¥218,000	月額¥4,054

タイプD	表示登記 + 請求入金 申請システム 決済処理システム	
	一括購入	5年リース
	¥278,000	月額¥5,170

※2019年10月現在の価格であり、予告なく変更となる場合がございます。※表記の金額は全て税抜き価格となります。※別途、年間保守契約が必要です。

株式会社ビービーシー  
www.bbcinc.co.jp

TEL. 03-5909-5772  
東京都新宿区西新宿 6-5-1 新宿アイランドタワー 6階



# KOKUSEN | 教育訓練給付「専門実践教育訓練」 教育訓練費用の最大70%を給付

## 教育訓練給付金制度

### 専門実践教育訓練給付金

一定期間雇用保険に加入している方が、学校に支払った  
授業料 実習費 教材費 入学金 に対して費用の50%  
(上限40万円)の給付を受けることができる制度です。資格取得・就職した場合には、費用の20%追加(合計の上限56万円)の給付を受けとることができます。  
※教育訓練給付金制度を利用する方は訓練開始日の1か月前までに手続きが必要です。

さらに 教育訓練支援給付金 を受け取る事が  
できます。

詳しくは厚生労働省ホームページの教育訓練給付金制度でご確認いた  
だくか、当校または最寄りのハローワークにお問い合わせ下さい。

## 測量士・測量士補国家資格取得

取得資格	測量士補(国家試験免除)	卒業と同時に資格取得
	測量士 (国家試験免除)	実務経験2年以上で資格取得。 入学前の実務経験により卒業時 取得可能(要書類審査)
取得受験 資格	土地家屋調査士	第2次試験(平面測量・作図)が 免除
	地理空間情報専門技術者 基準点測量(2級)B課程	卒業後(測量士補)実務経験2年 以上で受験可能



国土交通大臣登録

学校法人 福岡学園 福岡国土建設専門学校

〒812-0887 福岡市博多区三軒2丁目7-8 TEL:092-501-3261 FAX:092-502-0210

URL http://www.kokusen.ac.jp

受付

## まずは、お電話を!!

センター利用の前に、  
福岡県土地家屋調査士会などによる  
無料相談会をご案内できます。

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか

**ADR**  
Boundary Line Center Fukuoka

〒810-0073

福岡市中央区舞鶴三丁目3番4号 ライフピア舞鶴201号

**TEL (092) 741-5884**

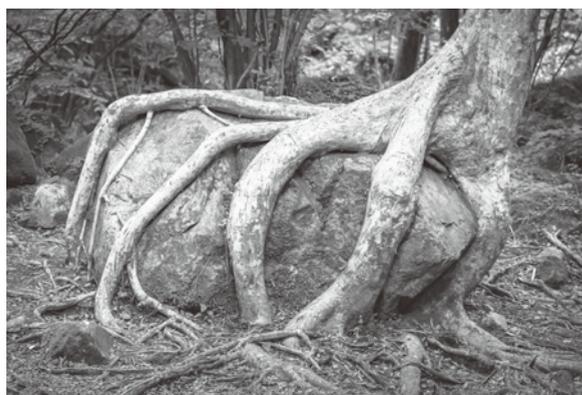
**FAX (092) 731-5202**

URL: <http://adr.fukuoka-chousashi.or.jp/>

福岡県土地家屋調査士会  
境界問題解決センターふくおか **ADR**



## 裏表紙説明



### 「日調連写真コンクール入選作品」

筑紫支部 草場 健雅 会員

撮影日 2018年6月

(草場事務所補助者による撮影)

説明 九重連山の麓にある木で、岩の上に芽吹いた  
逆境を感じさせず力強く生育するさまが多く  
の人に愛されています。

## 編集後記

みなさま、あけましておめでとうございます。

会報「ふくおか」にご投稿いただいた会員の皆様ありがとうございました。おかげさまで、充実した会報を  
発刊することができました。来年度号につきましても、より多くの会員の皆様の情報や知見を、投稿を通じて  
お知らせいただけましたら幸いです。

さて、本年は、東京オリンピックの年ですね、調査士制度制定70周年の年でもあります。皆様にとって良い  
一年になりますよう心からお祈り申し上げます。

広報部長 池田直之



樋口理事

池田部長

魚澄副会長



境界  
紛争

ゼロ  
宣言

発行所

福岡県土地家屋調査士会

福岡市中央区舞鶴3丁目3-4ライフピア舞鶴201 TEL(092)741-5780 FAX(092)731-5202  
www.fukuoka-chousashi.or.jp E-mail info@fukuoka-chousashi.or.jp

印刷 / 秀英社印刷株式会社 福岡県筑紫野市武蔵3-2-6 TEL(092)923-3154